



平成 28 年 12 月 20 日

各 位

会 社 名 マイコロジーテクノ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 津野 芳彰
(コード番号：3145)

問い合わせ先

役職・氏名 代表取締役社長 津野 芳彰

電 話 025-250-7335

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 29 年 1 月 24 日（火）開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 現行のグリーンシート銘柄制度が平成 30 年 3 月 31 日に廃止されることから、今後の動向について検討を重ねた結果、事業戦略、コスト面等を総合的に勘案し、株式事務の効率化および合理化ならびに株券取扱いにかかる事務費用を削減することを目的として、グリーンシート銘柄としての指定を自主的に取り消すことを選択いたしました。

そのため、グリーンシート銘柄としての取引に必要とされていた株券の発行が不要となることから、当社は株券不発行会社に移行いたしたく、株券の発行に関する規定および株券喪失登録簿に関する規定を削除するものであります。

なお、株券喪失登録簿の取扱事務に関しては定款変更の効力発生日から 1 年間取扱事務を継続する必要があるため、附則にその内容を設けるものであります。

(2) 前述の通り、当社では、グリーンシート銘柄としての指定を自主的に取り消すことを選択いたしました。そこで、現状の株主様の権利と当社の経営環境の安定化を確保するため、当社株式の譲渡制限に関する規定を追加し、附則にその効力発生日を設けるものであります。

(3) 当社は平成 29 年 2 月 25 日をもってグリーンシート銘柄の指定取消となりますので、かかる規定を削除し、附則にその効力発生日を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りです。なお、変更部分は下線で示しております。

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株券の発行)</u> <u>第7条 当社は、株式にかかる株券を発行する。</u> <u>2. 発行する株券の種類は、株式取扱規則に定める。</u> ＜新 設＞ <u>(株主名簿管理人)</u> 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3. 当社の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。 <u>(株式取扱規則)</u> 第9条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	＜削 除＞ <u>(株式の譲渡制限)</u> <u>第7条 当社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。</u> <u>(株主名簿管理人)</u> 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3. 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。 <u>(株式取扱規則)</u> 第9条 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

<u>第 6 章 情報開示</u> <u>(情報の開示)</u> <u>第 30 条 当社は日本証券業協会が定めるグリーンシート銘柄として要求される会社内容説明書その他の開示すべき書類を同協会が定める提出期限までに作成する。</u> ＜新設＞	＜削 除＞ <u>(附則)</u> <u>第 1 条 旧定款第 7 条の削除および第 9 条の改訂は平成 29 年 3 月 12 日をもって効力が生ずるものとし、経過後は本条文を削除する。</u> <u>第 2 条 新定款第 7 条の新設は平成 29 年 3 月 13 日をもって効力が生ずるものとし、経過後は本条文を削除する。</u> <u>第 3 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u> <u>第 4 条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u> <u>第 5 条 本附則第 3 条から本条までは、平成 30 年 3 月 12 日をもってこれを削除する。</u> <u>第 6 条 旧定款第 6 章第 30 条の削除は平成 29 年 2 月 25 日をもって効力が生ずるものとし、経過後は本条文を削除する。</u>
---	---

3. 今後の予定

本議案が臨時株主総会において承認された場合、本臨時株主総会の終了後、同日付で取扱証券会社より日本証券業協会に対して当社のグリーンシート銘柄としての指定取消の届出が行われる見込みです。

これにより、平成 29 年 2 月 25 日（土曜日）付で、当社株式のグリーンシート銘柄としての指定が取り消されることとなります。

株主総会からグリーンシート銘柄としての指定の取消しおよび定款の一部変更の効力発生

に係る日程は次のとおりとなる予定です。

(日程)

定款変更のための臨時株主総会開催日…………… 平成 29 年 1 月 24 日 (火曜日)
取扱証券会社による指定取消届出日…………… 平成 29 年 1 月 24 日 (火曜日) (予定)
グリーンシート銘柄としての取引最終日…………… 平成 29 年 2 月 24 日 (金曜日) (予定)
グリーンシート銘柄としての指定取消日…………… 平成 29 年 2 月 25 日 (土曜日) (予定)
株券不発行に係る定款変更の効力発生日…………… 平成 29 年 3 月 12 日 (日曜日) (予定)
株式譲渡制限に係る定款変更の効力発生日…………… 平成 29 年 3 月 13 日 (月曜日) (予定)

以上